

指令第二二二八三號

嘉義廳哆囉囑東頂堡牛肉崎庄四七七番地

曾濶

全廳全堡全庄四五九番地

全廳全堡崎仔頭庄六四四番地 曾溪泉

曾乾

大正六年二月二十日附願大正二年二月二十日附

指令第三一九〇號ヲ以テ保管ヲ許可シタル

嘉義廳果毅後堡果毅後庄一四二六

番官有山林 面積 式甲六分五厘毫絲

拂下ノ件許可候條左ノ通心得ヘシ

大正七年十月二十五日

台灣總督 明石元二郎

- 一、賣渡代金ハ金貳拾六圓五拾錢トス
- 二、土地ノ引渡ハ嘉義廳長ニ請求スヘシ
- 三、賣渡地ノ登記其ノ他ニ付テハ嘉義廳長ノ指揮ヲ承クヘシ
- 四、第一項ノ地代金ヲ官ノ指定スル期限内ニ完納セサルキハ本許可ヲ取消スコトアルヘシ

